

高知大学医学部附属病院感染対策委員会規則

平成16年4月1日
規則第275号

最終改正 令和6年6月26日規則第12号

(設置)

第1条 高知大学医学部附属病院に、病院内の感染予防の対策及び実施等円滑な運用を図るため、高知大学医学部附属病院感染対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 院内感染対策のための指針の策定に関すること。
- (2) 感染の発生及びその感染経路の調査に関すること。
- (3) 感染予防に係る情報の収集に関すること。
- (4) 感染予防の実施、監視及び指導に関すること。
- (5) 感染症発生時の措置に関すること。
- (6) 院内職員の教育及び啓発に関すること。
- (7) 抗微生物薬・消毒薬等の使用に関すること。
- (8) 感染管理部の業務に関すること。
- (9) 院内感染対策に係る規則の制定及び改廃に関すること。
- (10) その他感染予防に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長（医療安全管理担当）
- (3) 診療科長 4人
- (4) 医療学系（看護学部門を除く。）の教授又は准教授 3人（うち1人は医療管理学担当の教授を充てる。）
- (5) 検査部長
- (6) 手術部長
- (7) 総合診療部長
- (8) 栄養管理部長
- (9) 感染管理部長

- (10) 感染管理部専従看護師
- (11) メディカル・サプライセンター運営委員会委員長
- (12) 薬剤部長
- (13) 看護部長
- (14) 医療技術部長
- (15) 医学部・病院事務部長
- (16) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第3号、第4号及び第16号に掲げる委員は、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号、第4号及び第16号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副病院長（医療安全管理担当）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 4 委員長は、活動状況、検討結果等を病院運営委員会に報告する。また、必要に応じて病棟医長会議等に報告するとともに指示を行う。

(会議)

第6条 委員会は原則として月1回開催するものとする。ただし委員長が必要と認めたときは、臨時に委員会を開催することができる。

- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委員に支障があるときは、当該委員の指名した者が代理出席することができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(専門部会)

第7条 委員会は、特定の事項について審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会委員は、委員長が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、医学部・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年3月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月14日規則第108号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月14日規則第34号)

この規則は、平成20年10月14日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月8日規則第14号)

この規則は、平成22年6月8日から施行する。

附 則 (平成23年3月8日規則第84号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月9日規則第5号)

この規則は、平成25年4月9日から施行する。

附 則 (平成28年3月8日規則第124号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月20日規則第38号)

この規則は、令和元年11月20日から施行する。

附 則 (令和4年5月9日規則第8号)

この規則は、令和4年5月9日から施行する。

附 則 (令和4年7月29日規則第27号)

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月26日規則第12号)

この規則は、令和6年6月26日から施行する。